

## 宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例 を制定するについて

### 1 趣旨・経過

令和 5 年 6 月 9 日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が公布され、改正法の施行後は、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本としつつ、オンライン資格確認を受けることができない状況にある方は資格確認書により被保険者資格を確認することとされ、政令によりこれまでの被保険者証を令和 6 年 1 2 月 2 日で廃止することとされました。

これを受けまして、今般、宇治市国民健康保険条例について、被保険者証の返還に係る罰則規定を削除するとともに、国通知に伴う改正等、所要の改正を行うものです。

### 2 宇治市国民健康保険条例の一部改正の概要

#### （１）罰則規定の削除

虚偽の届出をするなどにより被保険者証の返還を求められ、その求めに応じない被保険者に対する罰則規定について、被保険者証が廃止されることに伴い削除する。  
（健康保険証廃止後の資格確認書等の取扱いについて、別紙のとおり）

#### （２）保険料の徴収猶予の期間変更

急患等として医療機関を受診した国民健康保険の被保険者に対し、職権で生活保護の開始を決定した後、当該者に資力があることが判明し、生活保護の廃止を行うとともに、当該者に対して治療等に要した医療費の全額を返還請求する事案の発生を未然に防止するため、こういったケースに係る保険料の徴収猶予の期間について、本人の資力の有無が判明し、かつ本人の資力が活用可能となるまでの間として、最長 1 年の徴収猶予を可能とする。（現行は 6 か月）

## 健康保険証廃止後の資格確認書等の取扱いについて

## (1) 資格確認に用いる書類

| 現行        | 施行後                          |
|-----------|------------------------------|
| 被保険者証     | マイナ保険証又は資格確認書<br>※短期被保険者証は廃止 |
| 被保険者資格証明書 | マイナ保険証又は資格確認書（特別療養）          |

## (2) 資格確認書と資格情報のお知らせ

|                | 資格確認書               | 資格情報のお知らせ                         |
|----------------|---------------------|-----------------------------------|
| 交付対象           | マイナ保険証を持たない<br>被保険者 | マイナ保険証を持つ<br>被保険者                 |
| 有効期限           | 2年                  | 70歳未満：なし<br>70歳以上：1年              |
| 形式             | カード型                | A4型                               |
| 初回の一斉<br>交付の時期 | 令和7年12月2日           | 70歳未満：令和7年12月2日<br>70歳以上：令和7年8月1日 |

- ・健康保険証の廃止に伴い、マイナ保険証の保有者が自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、新規資格取得時や負担割合の変更時等に「資格情報のお知らせ」を交付することとなっている。

## (3) 現行の被保険者証に併せて用いている書類の今後の取扱い

| 現行        | 施行後       |                     |
|-----------|-----------|---------------------|
|           | マイナ保険証の場合 | 資格確認書の場合            |
| 高齢受給者証    | 不要        | 高齢受給者証<br>＋資格確認書    |
| 限度額適用認定証等 |           | 限度額適用認定証等<br>＋資格確認書 |
| 特定疾病療養受療証 |           | 特定疾病療養受療証<br>＋資格確認書 |

- ・高齢受給者証、限度額適用認定証等、特定疾病療養受療証の有効期限は1年（8月1日～翌年7月31日）、様式は現行どおり。

(4) 被保険者証と資格確認書等の有効期限のイメージ

